

18 被災障がい者把握事業（被災高齢者等把握事業）について

事業内容

被災高齢者等把握事業

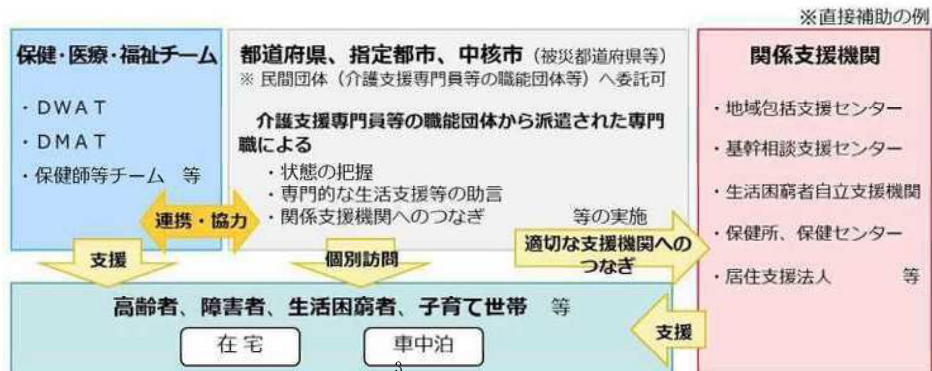
地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらぬことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村  
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10/10  
②上記以外の場合 1/2

○事業スキーム



被災高齢者等把握事業 及び 被災障がい者把握事業

【認知症施策・地域ケア推進課】 【障がい者支援課】

<事業の目的>

R7. 8月に発生した大雨災害における被災者の健康状態の悪化・孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者・障がい者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

<対象>

- (1) 補助の対象：市町村の事業支援を行う職能団体
- (2) 事業の対象地域：災害救助法の適用を受けた市町村（熊本市を除く）  
八代市・玉名市・上天草市・宇城市・天草市・美里町・玉東町・長洲町・甲佐町・氷川町
- (3) 事業の対象者：在宅で生活する高齢者・障がい者等（単身世帯のうち約3,600世帯ほか支援が必要な対象者を想定）

<現状・課題>

・大雨災害後の被災生活により、心身の状態の悪化が懸念される高齢者・障がい者等の増加が懸念される。  
・市町において発生直後における安否確認、避難者支援等は実施されているが、様々な災害対応や通常業務を行いながら、継続的かつ幅広い地域、対象者の状態把握は困難な状況。

・被災市町において職員が、個別訪問、情報の整理・評価、要支援者への対応、関係機関へのつなぎを迅速に行うことが難しい。  
・避難所利用者が少ない＝在宅者が多いことで、要支援者の把握がより困難。  
・猛暑の時期であり、状況の悪化が急速に進むことが懸念される。

<期待される効果>

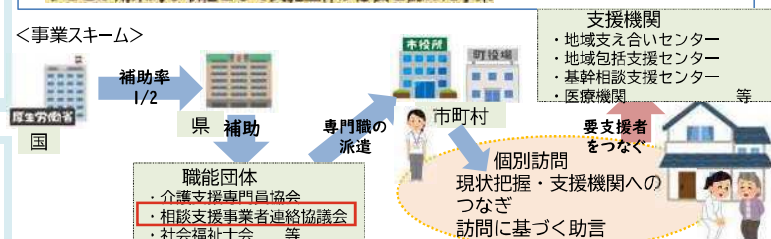
個別訪問・状況把握を派遣される専門職が行うことで、市町の職員が情報の評価、要支援者への対応等に専念でき、支援の届かない被災者を作らないことができる。

<事業内容>

被災した在宅高齢者・障がい者等に対して、介護支援専門員や相談支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用からおおむね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

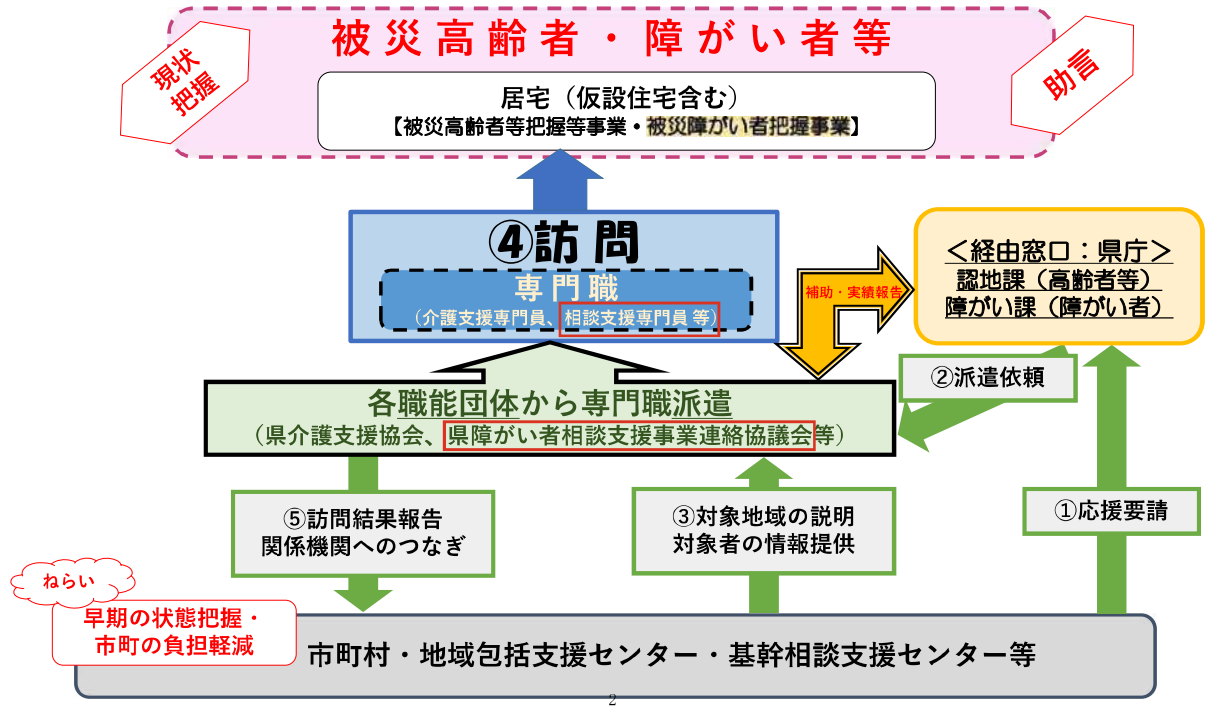
- A 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者・障がい者等への個別訪問による現状把握の実施
- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者・障がい者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

<事業スキーム>

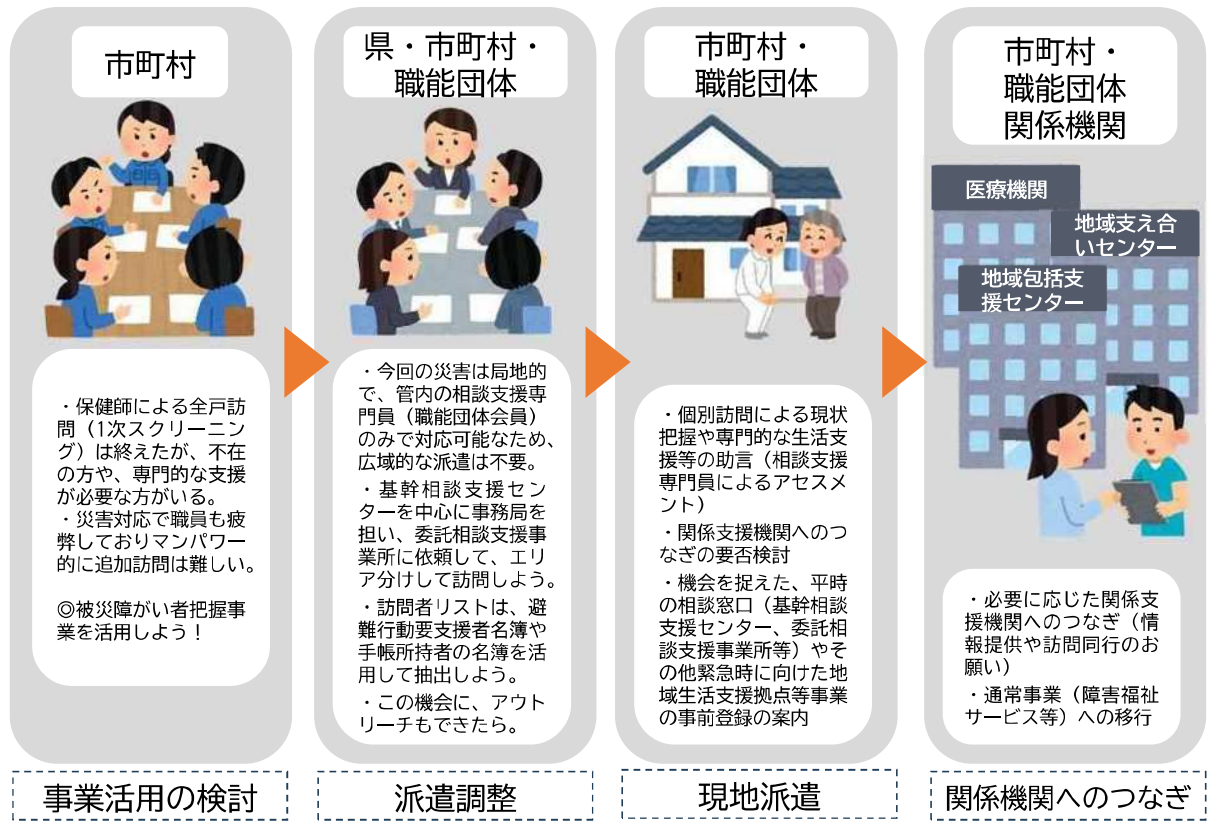


# 被災高齢者・障がい者等の把握等に関する支援事業実施スキーム例

※職能団体との調整により多少変更が生じる可能性あり



## R 7. 8 豪雨災害において被災障がい者把握事業を活用した市町村の例



## 令和7年度（2025年度）熊本県被災障がい者把握事業実施要項

### 1 目的

本事業は、令和7年（2025年）8月10日からの大雨災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅障がい者に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組みを一定期間、集中的に実施することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、被災障がい者の支援に取り組む職能団体とする。

### 3 事業内容

被災した在宅障がい者に対して、相談支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用から概ね2か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。

なお、公共インフラの復旧及び避難所設置期間が長期化するなど、安定した在宅生活を送るまでになお一定の時間を要する場合は、県と協議の上、上記実施期間の調整を行うことができる。

- (1) 被災した在宅障がい者への個別訪問による現状把握の実施
- (2) 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- (3) 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- (4) その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災障がい者の把握と一体的に行うことが効果的な取組み

### 4 事業対象

#### (1) 対象市町村

本事業の対象市町村は、令和7年（2025年）8月10日からの大雨災害で災害救助法の適用を受けた市町（熊本市を除く。以下「被災自治体」という。）とする。

#### (2) 対象者

本事業の対象者は、被災自治体に居住する在宅障がい者のうち、被災自治体において支援が必要と判断された者とする。なお、災害救助法の適用日以降、被災自治体の判断がなされる前に、職能団体において早期に支援が必要と判断し、事業を実施した者についても対象とする。

### 5 事業実施方法

事業実施に当たっては、以下の手順によるものとする。ただし、4（2）なお書きに規定する対象者に対して事業を実施する場合においては、この限りではない。

- (1) 専門職の派遣を希望する被災自治体（以下「依頼自治体」という。）は、「派遣依頼書」（別紙様式）を、県を経由して関係する派遣元の職能団体（以下「派遣元職能団体」という。）へ提出する。
- (2) 依頼自治体及び派遣元職能団体において、派遣に向けた打合せを行う。その際、依頼自治体は、個人情報の取扱いに十分留意した上で、対象者名簿等の支援対象者に関する

情報提供を行う。

- (3) 派遣元職能団体は、派遣依頼書等を基に職員の派遣計画を作成し、依頼自治体及び県に提出する。
- (4) 派遣元職能団体から派遣された専門職により、必要な支援を実施する。
- (5) 派遣元職能団体は、支援完了後、実施結果等を取りまとめ、依頼自治体に報告する。

## 6 留意事項

- (1) 依頼自治体は、派遣された専門職が円滑に活動できるよう、専門職用の身分証明書等の準備、支援対象者所在地までの道先案内等において協力を行うこと。
- (2) 本事業は、状態の悪化が懸念される在宅障がい者に対して支援の届かない被災者をつくらないことを目的として実施する事業であることから、被災自治体が通常実施している一般施策には流用しないこと。また、本事業が災害発生時より概ね2か月以内の間で集中的に行う事業であることを見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。
- (3) 派遣元職能団体は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、支援対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

## 7 その他

- (1) 専門職の派遣に要する費用（報償費、旅費等）は予算の範囲内で県が負担する。
- (2) 本事業の実施にあたっては、本実施要項の他、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県健康福祉補助金等交付要項及び令和7年度（2025年度）熊本県被災障がい者把握事業補助金交付要領に定めるところにより行うものとする。

障がい第1110号  
令和7年（2025年）9月17日

関係市町長 様  
（障がい福祉主管課扱い）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

令和7年度（2025年度）熊本県被災障がい者把握事業の実施について  
このことについて、令和7年（2025年）8月10日からの大雨における被災者の孤立  
防止等を目的として、別添実施要項のとおり標記事業を実施します。

つきましては、各市町において本事業の活用を希望される場合は、別添「派遣依頼書」を  
末尾担当者へメールにて御提出いただきますようお願いいたします。

【留意事項】

- ・ 提出期限は設けませんので、事業実施期間内（災害救助法の適用から概ね2か月以内の間）において、支援の必要性が生じた際にその都度御提出ください。  
ただし、職能団体との調整を行う必要がありますので、原則、派遣希望時期の2週間前までには御提出をお願いします（早急な派遣調整が必要な場合は、個別にご相談ください）。
- ・ 御提出いただいた派遣依頼書は関係する職能団体に提供しますので、予め御了承ください。また、職能団体との打合せ時には、個人情報の取扱いに十分留意した上で、対象者名簿等の対象者の把握に必要な情報（氏名、年齢、所在地等）を提供してください（避難行動要支援者名簿等、既存の名簿を活用したもので問題ありません）。  
なお、職能団体には、個人情報の取扱いに十分注意し、関係者への周知徹底を図る等の対策を適切に行うよう依頼しております。
- ・ 派遣希望数が多く、職能団体による派遣調整が困難な場合は、派遣希望に対し優先順位を付けて実施していく場合があります。
- ・ 支援を行う際、専門職だけでは対象者所在地へ到達することが困難な場合は、道先案内人の確保等に御協力をお願いします（区長や民生委員等、地域事情に詳しい方）。

【提出・お問合せ先】

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課 企画共生班  
担当：杉  
Tel：096-333-2236（内線 33768）  
E-mail：sugi-t@pref.kumamoto.lg.jp

## 令和7年度（2025年度）熊本県被災障がい者把握事業 派遣依頼書

## 1 担当窓口

市町村名				所属名		
担当者	職名		職種		氏名	
直通電話番号				FAX 番号		
メールアドレス						

## 2 派遣希望内容

派遣希望時期	
派遣地域	
対象者数	
希望する 専門職名	

※ 派遣元職能団体との打合せ時には、個人情報の取扱いに十分留意した上で、対象者の氏名、年齢、所在地等を記載した名簿等により支援対象者に関する情報を提供すること。

（名簿は、避難行動要支援者名簿等、既存の名簿を活用したもので可。）

社援地発0331第1号  
社援基発0331第1号  
障障発0331第3号  
老認発0331第4号  
令和8年3月31日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕

災害福祉支援ネットワーク  
被災高齢者等把握事業 主管部（局）長 殿  
被災者見守り・相談支援等事業

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について

災害により被災された方への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、既存の福祉サービス事業者や保健医療福祉の関係者、NPO法人、ボランティア団体等の多くの関係者による取組が実施されることに加え、

- ・ 災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）による避難所や在宅等で生活する高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対する日常生活上の支援や課題を解決するための相談支援等
- ・ 被災高齢者等把握事業による在宅で生活する高齢者、障害者等へのケアマネジャー・相談支援専門員等の専門職による生活支援の助言等
- ・ 被災者見守り・相談支援等事業による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等

の各取組が実施されている。

その上で、被災されたそれぞれの方の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有を行うなど、各取組の実施者間の十分な連携の下で実施されることが重要となる。

今般、各取組の実施者間の連携について、その留意事項を下記のとおりお示しますので、各自治体の関係部局におかれては、その趣旨を踏まえ積極的な連携に努めていただくよう、よろしくお取り計らい願いたい。

併せて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に対して、本通知を周知いただくとともに、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の連携に向けて、管内市町村との連携に努めていただくようお願いする。（全体的なイメージを別添としてまとめているので参考にされたい。）

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け社援地発1207第1号、社援基発1207第1号、障障発1207第1号、老認発1207第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）は廃止する。

## 記

### 1 各取組の担当部局間及び実施自治体間における連携体制の構築

各自治体においては、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の担当部局が異なることが想定されるため、発災時に被災者にとって切れ目のない支援を実施できるよう、平時から担当部局間において、それぞれの取組の目的や趣旨について相互理解を深めるとともに、十分な意思疎通を図って関係性を構築するよう努めること。

また、都道府県においては、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業との連携に向けた管内市町村との調整や、各取組の複数市町村による広域での実施に向けた調整など、適宜市町村と連携を図られたい。

さらに、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組である「災害ケースマネジメント」を推進するため、防災部局（後述する被災者台帳等の観点）や、保健部局（発災初期の段階から被災者の健康相談対応を行う観点）とも、十分な意思疎通を図って関係性を構築するよう努めること。

なお、本通知については、内閣府（防災担当）から各自治体の防災部局に対し、厚生労働省健康・生活衛生局から各自治体の保健部局に対しても共有されている。

### 2 戸別訪問等のアウトリーチに当たっての避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の活用について

発災時、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により、戸別訪問等のアウトリーチを円滑に行うに当たっては、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定する「避難行動要支援者名簿」をいう。以下同じ。）、個別避難計画（災害対策基本法第49条の14第1項に規定する「個別避難計画」をいう。以下同じ。）及び被災者台帳（災害対策基本法第90条の3第1項に規定する「被災者台帳」をいう。以下同じ。）に掲載された情報を活用することが有効である。

なお、支援の前後で取得・提供する個人情報の取扱いの詳細は、「5 個人情報の取扱いへの配慮」を参照されたい。

### 3 戸別訪問等のアウトリーチに当たっての被災者台帳の標準的記載項目の積極的な

## 把握及び共有について

DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により把握する被災者に関する情報を、幅広い関係者間で円滑に共有するためには、被災者台帳に記載・記録する標準的な事項を踏まえてヒアリングを行うことが重要である。

この点、内閣府（防災担当）が「被災者台帳と連動したヒアリングシート（例）」を、内閣府（防災担当）及び厚生労働省健康・生活衛生局が「被災者健康相談票（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」を作成しているので、これらも参照するとともに、平時から被災者台帳の担当部署との間で災害時の情報共有を円滑に行うための調整をすること。

### （参考）

- ・ 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和8年3月31日付け府政防第514号、科発0331第12号、医政発0331第74号、産情発0331第9号、健生発0331第35号、感発0331第9号、医薬発0331第23号、社援発0331第49号、障発0331第13号、老発0331第13号内閣府政策統括官（防災担当）、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康・生活衛生局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

（掲載元）厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ・ 「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」（令和7年10月15日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長事務連絡）
- ・ 「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」（令和7年8月 内閣府（防災担当避難支援室））

（掲載元）内閣府（防災担当）HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/hisaisyadaicho.html>

## 4 支援に関する情報共有と切れ目のない支援の実施

発災時における被災者への支援に当たっては、時間の経過や被災者の避難生活場所の移動等により被災者が置かれる環境が変化する中で、それぞれの状況に応じてDWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業により支援を行っているが、各取組が同一の者により実施される場合はもとより、各取組の実施者が異なる場合であっても、被災者にとって切れ目のない支援が実施される必要がある。

このため、各取組の実施者はそれぞれの目的や趣旨について相互理解をした上で、例えば、アセスメント内容や支援内容（見守り訪問の頻度や1回当たりの訪問時間、被災者の心配事等）の情報を共有するなどして、被災者にとって切れ目のない支援となるよう努めること。

また、具体的な支援の流れについては、

- ・ DWATによる支援から始まり、被災高齢者等把握事業の実施、その後に被災者見守り・相談支援等事業の実施
- ・ DWATによる支援から始まり、被災者見守り・相談支援等事業の実施
- ・ 被災高齢者等把握事業による支援から始まり、被災者見守り・相談支援等事業の実施

のように、様々なケースがあるが、いずれの場合でも情報を共有しながら支援を進めていくことが必要となるため、要支援者情報の提供について、実施者間で連携するとともに、必要に応じて、自治体が各取組の実施者間の情報伝達を行うなど連携の中心となるよう努めること。

なお、支援の前後で取得・提供する個人情報の取扱いの詳細は、「5 個人情報の取扱いへの配慮」を参照されたい。

## 5 個人情報の取扱いへの配慮

### ＜「2 戸別訪問等のアウトリーチに当たっての避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の活用について」関係＞

避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村又は当該市町村から情報提供を受けた都道府県は、被災高齢者等把握事業又は被災者見守り・相談支援等事業を社会福祉協議会や NPO 法人等に委託して実施する場合には、委託を受けた社会福祉協議会や NPO 法人等に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）及び被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を提供することが可能である。

このとき、委託を受けた社会福祉協議会や NPO 法人等は、被災高齢者等把握事業又は被災者見守り・相談支援等事業という委託された業務の範囲内でのみ、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないことに留意すること（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 66 条第 2 項第 1 号）。また、委託元の市町村及び都道府県においては、自ら講ずべき安全管理措置として、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う必要があることに留意すること（個人情報保護法第 66 条第 1 項）。

また、災害時、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村は、名簿情報及び個別避難計画情報については災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項及び第 49 条の 15 第 3 項の規定に基づき、台帳情報については個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に該当する場合に、被災者本人の同意がない場合でも、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を DWAT に提供することができる。

加えて、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村から情報提供を受けた都道府県は、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報の保有に当たって個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき個人情報の利用目的として「DWAT へ提供すること」を特定した場合には、個人情報保護法第 69 条第 1 項に基づき、被災者本人の同意がない場合でも、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を DWAT に提供することが可能である。

このとき、DWAT は、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成 30 年 5 月 31 日付社援発 0531 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知の別添）で規定された業務の範囲内でのみ、名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないことに留意すること（個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号）。加えて、個人情報の取扱いの委託元の市町村及び都道府県においては、自ら講ずべき安全管

理措置として、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う必要があることに留意すること（個人情報保護法第 66 条第 1 項）。このほか、名簿情報及び個別避難計画情報については、災害対策基本法第 49 条の 12 及び第 49 条の 13 並びに同法第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 の規定を遵守するとともに、台帳情報については、同法第 90 条の 5 及び第 90 条の 6 を遵守すること。

#### < 「4 支援に関する情報共有と切れ目のない支援の実施」関係 >

戸別訪問等により取得する被災者に関する情報には、機微な情報も多く含まれることから、個人情報の取扱いには十分配慮すること。DWAT を含む各取組の実施者は、病歴、障害を有する事実等の要配慮個人情報を取得する場合には、個人情報保護法第 20 条第 2 項の規定の基づき、あらかじめ本人の同意を得ること。また、DWAT を含む各取組の実施者間を含む関係者間での情報共有に当たっては、本人の同意を得ることが原則となる。具体的には、個人情報保護法第 27 条第 1 項柱書の規定に基づき、取得した被災者に関する情報について、被災者への見守り・相談支援の実施に必要な限度で、当該関係者に対して提供を行う旨、戸別訪問等の際にあらかじめ本人の同意を得ておくこと。

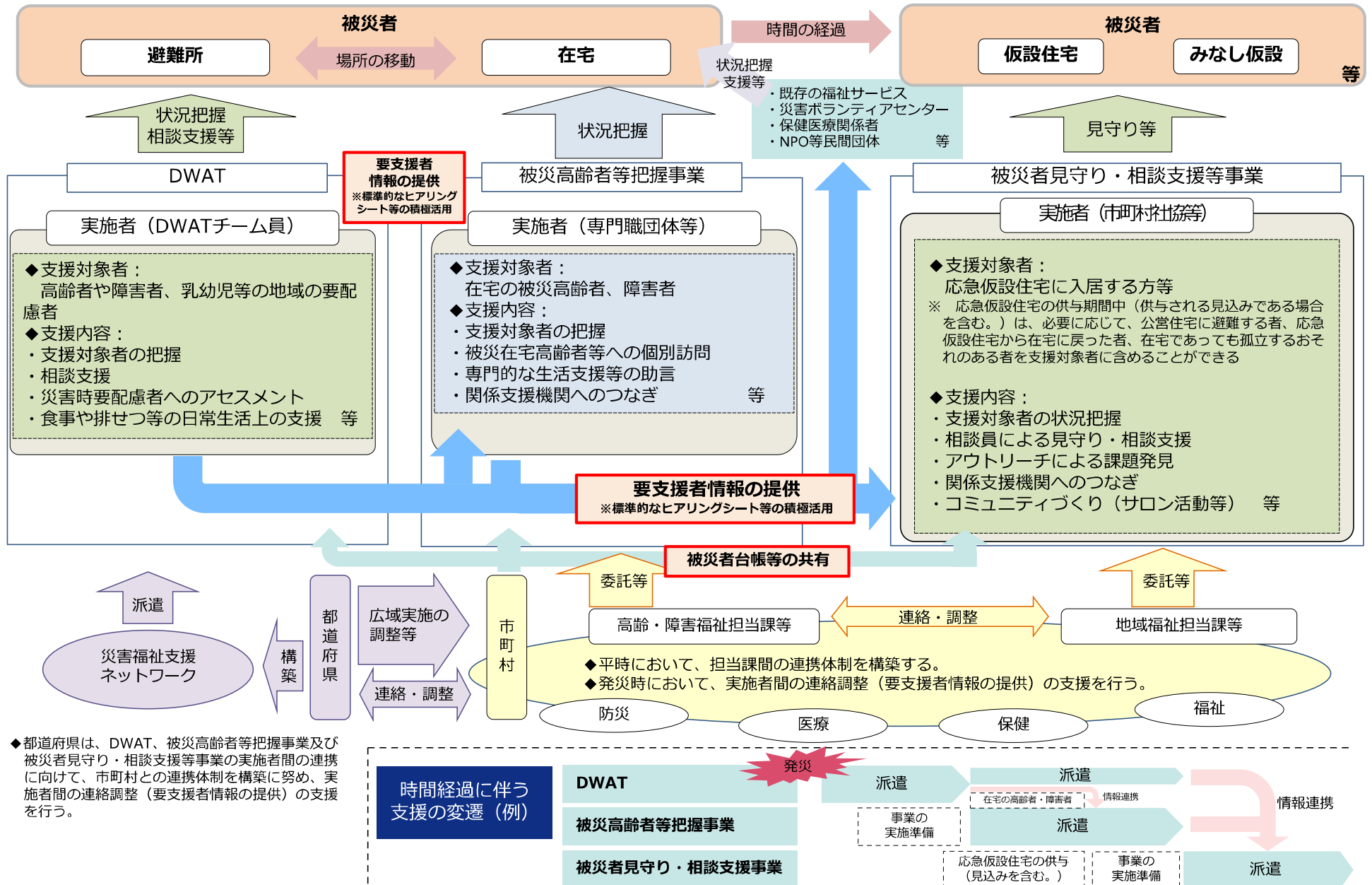
その上で、各取組の実施者が取得した情報を関係者に提供する際に、当該提供について本人の同意が得られなかった場合においても、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、当該提供が可能である。

なお、個人情報の取扱いについては、DWAT を含む各取組の実施者だけではなく自治体の関係部局も参画の上で検討すること。

(参考)

- ・ 「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」（令和 7 年 7 月 8 日府政防第 1092 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当））  
（掲載元）内閣府 HP  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>
- ・ 「自己点検チェックリスト」（個人情報保護委員会）  
（掲載元）個人情報保護委員会 HP  
[https://www.ppc.go.jp/kensyu\\_material/](https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/)

# 被災者への見守り・相談支援（災害ケースマネジメント）に係る実施者間の連携のイメージ（別添）



◆都道府県は、DWAT、被災高齢者等把握事業及び被災者見守り・相談支援等事業の実施者間の連携に向けて、市町村との連携体制を構築に努め、実施者間の連絡調整（要支援者情報の提供）の支援を行う。